

被告人国選弁護報告書2【第一審・裁判員共通(即決事件以外)】(書式4-4② H30.4.1版)

弁護士 (登録番号)

提出日 年 月 日

事件番号: 年()第 号 被告人名:

特別加算	重大案件	<input type="checkbox"/> 重大案件 *故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪で死亡被害者2名以上+整理手続に付された事件に選任	法テラス 使用欄
	特別案件	<input type="checkbox"/> 特別案件 *刑訴法第38条の3第1項第5号の規定に基づいて国選弁護人が解任された事件に選任	
	合意制度加算 (要)疎明資料添付	<input type="checkbox"/> 検察官との間で合意制度について協議を行った。 ※新約款(H30年2月認可)適用事案のみ <input type="checkbox"/> 検察官との間で上記協議について合意が成立した。 ※新約款(H30年2月認可)適用事案のみ	
	特別成果	<input type="checkbox"/> 無罪等 (詳細は別紙「特別成果加算(無罪等)請求書」に記載)(要疎明資料添付) <input type="checkbox"/> 示談等の活動あり(詳細は別紙「特別成果加算(示談等)請求書」に記載)(要疎明資料添付) 国選弁護人の活動として、次の申立て・請求を行い、認められた結果、被告人が釈放された。 (要「裁判書謄本の写し」添付) *次の該当するものにチェックし、請求日などを記載。 <input type="checkbox"/> 勾留決定に対する準抗告又は抗告の申立てを行い、勾留決定が取消され、被告人が釈放された。 <input type="checkbox"/> 勾留取消しの申立てを行い、勾留が取消され、被告人が釈放された。 <input type="checkbox"/> 保釈請求を行い、保釈許可決定を受け、被告人が釈放された。 請求・申立日: 年 月 日 釈放日: 年 月 日	
遠距離接見等・出張	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「旅費等請求書」に記載)	<input type="checkbox"/>	
費用	通訳人費用	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「通訳料請求書」の通り)	<input type="checkbox"/>
	謄写費用	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「謄写料請求書」に記載)	<input type="checkbox"/>
	訴訟準備費用	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「訴訟準備費用請求書」に記載)	<input type="checkbox"/>
判決宣告以外による終了	*右の項目の該当する終了事由に、チェック。 終了日: 年 月 日	<input type="checkbox"/> 解任 解任理由:刑訴法第38条の3第1項第()号 <input type="checkbox"/> 法5条・8条併合に伴う解任→移送後の引き続き受任: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 略式命令に対する正式裁判請求の取下げ <input type="checkbox"/> 公訴棄却	
上記の場合の終了時期及び活動	<input type="checkbox"/> 第1回公判期日後 *報告書1の該当欄にも記載ください。 <input type="checkbox"/> 第1回公判期日前 <input type="checkbox"/> 選任後、実質公判期日なし(判決宣告期日のみ) 注)1枚目から謄写料の請求可。 ※①から⑤に該当する活動があればチェック。チェックがない場合、活動なしとみなす。 <input type="checkbox"/> ①被告人との接見、電話交通又は打合せを行った。 <input type="checkbox"/> ②記録の閲覧又は謄写を行った。 <input type="checkbox"/> ③記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討した。 <input type="checkbox"/> ④被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った。 <input type="checkbox"/> ⑤被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討した。 ※③・⑤にチェックした場合 <input type="checkbox"/> 追起訴分についても、記録を十分に検討した。 ※①④⑤にチェックした場合、次に該当するときはチェック。 <input type="checkbox"/> 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。		

* なお、ご記入いただきました個人情報は、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被告人から請求があった場合、同様に情報を提供する場合がありますので、予めご了承ください。